千葉労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 22 日

千葉労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間827円」を「１時間833円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第７号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 22 日

千葉労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間829円」を「１時間836円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

千葉労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 22 日

千葉労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間819円」を「１時間827円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

福井労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県紡績業，化学繊維、織物、染色整理業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 22 日

福井労働局長　谷藤　　仁

第４号中「１時間718円」を「１時間720円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月24日から効力を生ずる。

最低賃金の決定に関する公示

福井労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県百貨店，総合スーパー最低賃金を次のように決定したので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 22 日

福井労働局長　谷藤　　仁

福井県百貨店，総合スーパー最低賃金

１　適用する地域　福井県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で百貨店，総合スーパー、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店，総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　清掃又は片付けの業務に主として従事する者

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間755円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

附　則

この決定は、平成24年12月24日から効力を生ずる。

最低賃金の改正決定に関する公示

福井労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 22 日

福井労働局長　谷藤　　仁

第４号中「１時間789円」を「１時間794円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月24日から効力を生ずる。

福井労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 22 日

福井労働局長　谷藤　　仁

第４号中「１時間749円」を「１時間754円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月24日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 22 日

岡山労働局長　上市　貞満

第４号中「１時間821円」を「１時間827円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月30日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 22 日

愛媛労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間792円」を「１時間798円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 22 日

愛媛労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間804円」を「１時間809円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。

愛媛労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、愛媛県各種商品小売業最低賃金（平成20年愛媛労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 22 日

愛媛労働局長　田中　敏章

第４号中「１時間699円」を「１時間705円」に改める。

附　則

この決定は、平成24年12月25日から効力を生ずる。